

## 新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金について

神奈川県では、介護サービス及び医療提供に関し、新型コロナウイルスに感染した場合の重症化リスクの高い高齢者に対する接触を伴うという特徴を踏まえて、最大限の感染防止対策を講じながら介護サービス及び医療サービスを提供した介護従事者、医療従事者や職員に対し慰労金を給付します。

当法人をすでに退職されている方で、対象期間に在籍かつ慰労金給付対象となる場合は個人で申請をしていただきます。

申請される方は、個人用申請書内の「勤務先の証明」欄に当法人の勤務証明が必要となりますので、下記までご連絡の上、申請書をご郵送ください。

### 【対象者】

介護サービス事業所・施設に対象期間内に通算10日以上勤務し、利用者との接触を伴う職員  
(1日あたりの勤務時間は問いません。ただし、有給休暇、特別休暇、育児・介護休暇等  
実質勤務しない日は含めません)

### 【対象期間】

令和2年1月15日～令和2年6月30日

### 【給付金額】

50,000円/人

### 【申請方法】

以下の神奈川県のホームページをご確認ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/covid19/shinsei.html>

※慰労金の受給は1人1回となります。重複受給はできません。

虚偽や不正等があった場合には、支払われた慰労金は返還となります。

### 【連絡先】

社会福祉法人 白梅福祉会 山本

住所：静岡県浜松市西区大人見町 3007-1

TEL：053-482-1500